

令和2年3月版

広報ハンドブック

(少年事件編)

最高裁判所事務総局広報課

はじめに

少年事件の報道対応については、「広報ハンドブック（令和2年3月版）」の「6-7 少年事件についての報道対応の留意事項」に概括的な記載があるが、各家庭裁判所における実際の報道対応場面で参考となるよう、基本的な考え方等を「広報ハンドブック（少年事件編）」としてまとめることとした。

各家庭裁判所における広報担当者におかれては、この少年事件編にも気軽に目を通されて、日常の広報事務を考える際の参考として活用していただければ幸いです。

令和2年3月

最高裁判所事務総局広報課

1 少年事件の報道対応においても裁判所広報の基本が大切

「広報ハンドブック（令和2年3月版）」に記載されている，裁判所における広報活動の基本的な原則や考え方は，少年事件の報道対応においても，当然に妥当する。

中でも特に重要な点や少年事件特有の視点は以下のとおりである。

1 窓口の一本化と責任者による対応

報道機関に対する対応は，最終責任者である所長－事務局長－総務課というラインで対応するのが原則である。窓口が複数となって対応が区々となるようなことがないように，取材の申込みを受ける窓口は広報事務を担当する総務課に一本化すべきである。そして，受けた取材については総務課→事務局長→所長の広報ラインで情報を上げて検討し，取材内容に応じて，事実を確認し，必要があれば上級庁に相談の上，どのように対応するかを決め，事案に応じて，所長が，又は所長の委任を受けた事務局長，総務課長，総務課課長補佐，総務課係長等が回答することになる（広報ハンドブック3-2参照）。

このような対応ラインについての原則は少年事件の報道対応にあっても同じである。

2 情報収集

管内で少年が関与した事件が発生した場合には，その発覚から捜査段階における新聞記事を収集し，事件の扱いが大きくなってきた場合には，できる範囲で複数の新聞記事や雑誌記事も収集して，その内容や報道状況を総務課－事務局長－所長の広報ラインで共有しておき，その後，事件が裁判所に送致されてきたとき，報道対応を検討する際の参考にすることが有効である。

また，捜査段階から新聞報道されているような事件については，送致機関（検察庁，警察，児童相談所）が送致の際に行った報道発表や報道対応での回答内容

について、それぞれ送致機関から情報を提供してもらって、その後の裁判所の報道対応を検討する際の参考にすべきである。なお、報道発表や報道対応での回答内容以上に情報を収集する必要はない。情報提供を受けられるよう、日頃から、広報担当者は送致機関の広報担当者との間で連絡し合える関係を構築しておくことが肝要である。

3 正確な事実関係の把握

取材を受けた総務課では、取材の対象となる事件等に関する事実関係は分からないから、当然、裁判部から情報提供を受けなければならない。的確な報道対応のためには、裁判部から総務課への迅速かつ正確な情報提供が不可欠である。少年審判廷内で事故やトラブルがあったような場合にも、そこで何が起こったのか、裁判部に事実関係を尋ねて正確に把握することから始めなくてはならない。

取材に対応する広報担当者は、取材を受けた時点で事実関係が分からず、回答に時間を要する場合には、「現在、事実関係を調査中であり、きちんと把握し次第、回答する。」と記者に説明し、慌てて不正確な応答などを行わないよう肝に銘じなくてはならない（広報ハンドブック5-3参照）。

このような正確な事実関係の把握の大切さは少年事件の報道対応にあっても同じである。

4 誠実な対応

広報担当者の心構えとして、記者の取材事項をよく聴き、こちらの伝えたいことを誠実に伝えようという姿勢が大切である。形式的な対応ではうまくいかない。記者の問題意識等を理解した上で、裁判所として可能な範囲の対応を行うこと、回答できないことについては「回答できない。」「言えない。」と毅然と対応することも誠実な対応である。

そして、誤報等が起こらないようにするため、記者が正しく理解できるように、

分かりやすい説明に努めるべきである（広報ハンドブック5-2参照）。

広報担当者に誠実な対応が求められることは少年事件の報道対応にあっても変わらない。

5 上級庁への情報提供等

報道対応に際して疑問に思うことがあった場合には、適宜、上級庁に相談をして差し支えない。当該報道対応が他の庁にも何らかの影響を及ぼすと予想されるような場合には、上級庁に情報提供等を行うべきである（広報ハンドブック1-5, 3-5参照）。

6 地裁との協力

少年事件の報道対応は、当然、家裁総務課－家裁事務局長－家裁所長のラインで行うが、報道機関の関心が非常に高い事件で手厚い報道対応が必要な場合などに、経験のある地裁総務課に助言や応援を依頼することも考えられる。また、ある記者からの取材に対してどのように対応すべきか判断に悩むような場合には、日頃から家裁より記者との接触が多い地裁総務課－地裁事務局長－地裁所長のラインに相談してみることも考えられる。

2 少年事件の報道対応に当たっての考慮要素

非公開手続である少年事件についても、報道の正確性を期するために、報道機関からの個別事件の取材に対して一定の事項について回答するなどの報道対応を行うことが相当な場合がある。ただし、少年事件に関する非公開の原則に係る少年法の規定及びその趣旨等にかんがみれば、個別の事件におけるそれぞれの取材に対して、そもそも回答するか否か、回答するとしても、どこまで回答するか、どの時点で回答するかについては、慎重な検討が必要と考えられる。これらの検討の際に勘案すべき考慮要素には以下のようなものが挙げられる。

1 取材に対し、正確な報道のために回答する必要性

少年事件の中には、結果が重大であったり、現代の社会や家族の抱える問題点が表れているものであったりなど、社会的関心を集めているものが少なくない。そのような事件については、2以下に掲げるような反対方向のベクトルとなる考慮要素も勘案した上で、報道機関からの取材に対して一定の事項については回答すべきと考えられる。すなわち、そのような事件にあっては、裁判所が何らの情報提供もしないでいると、報道機関は、情報不足の状態の中で社会の関心に応えようと、誤った報道・不正確な報道を行ってしまうことが懸念される。裁判所が一定の事項について回答することでそのような誤報や不正確な報道を防止することができる場合には、回答する必要があるものと思われる。また、裁判所の裁判や施策に対する社会の信頼を確保していくためには、正確な報道がされて、国民に正確な事実が了知されていることが不可欠である。そのために、報道機関からの取材に対して一定の事項について回答することは、裁判所が行うべき司法行政上の責務であって、それは、裁判所が社会に対して説明責任を果たしていくことでもあると考えられる。

この観点では、当該事件について、社会的関心がどの程度高いものであるのか、

報道機関の関心がどの程度高いものであるのか、また、社会的関心、報道機関の関心は当該事件のどのような局面について持たれているのかといったことが考慮要素となると思われる。

2 少年及びその家族等に与える影響

少年法には、少年審判の非公開（同法22条2項）や少年等に関する報道・出版の制限（同法61条）といった規定があり、少年事件に関して「非公開の原則」が採られている。この原則により、少年や事件に関する情報の提供によって、少年が当該事件の本人と特定されてしまわないことが求められている。少年及びその家族の名誉やプライバシーを害しないこと、少年の更生・社会復帰を妨げないこと、少年の情操を保護すること（少年審判規則1条）、さらに後述4のように事件の調査、審判の適正・円滑な進行が妨げられないこと等が、同原則の趣旨とされている。

この観点では、報道機関の取材に対して、ある事項を回答することによって、少年を特定してしまうことになるかどうか、といったことが考慮要素となろう。

3 被害者その他関係者に与える影響

また、被害者その他の事件関係者に関する一定の事項については、報道機関の取材に対してこれを回答することによって、被害者等の名誉やプライバシーを害しないかどうか、被害者等に対する二次的な取材といった負担が掛からないかどうか、といったことが考慮要素となろう。

4 事件の調査及び審判に与える影響

そして、少年や事件に関する一定の事項については、報道機関の取材に対してこれを回答することによって、例えば、後に証人や調査対象となるべき者に偏った先入観を与えてしまったり、秘密が守られないことをおそれて少年や関係者が

調査や審判で少年や家族のプライバシーに関わる事項等の処遇決定に必要な事項を話さなくなったりといったように、その後の当該事件の調査及び審判の適正かつ円滑な進行が妨げられることにならないかどうか、さらには、報道に接した国民が、少年事件の手続は一般的に秘密が守られないと受け取ってしまうことで、将来の少年事件の適正な調査・審判の実施に影響を与えないかどうか、といった点も考慮要素となろう。

5 関係機関に与える影響

例えば、ある事項につき報道機関に回答したことによって、関係機関による護送や鑑別の実施が妨げられないかどうかといったように、事件に関する一定の事項について報道機関からの取材に回答することによって、関係機関の執務が妨げられないかどうか、といったことも考慮要素となろう。

6 その他

その他に、事件によっては、その事件に関する一定の事項について、報道機関からの取材に対して回答することによって、模倣性による非行の伝搬が起らないかどうか、といったことが考慮要素となることもあろう。

また、例えば、少年が逃走してしまった場合のように、何らかの事故等が起こった場合の報道対応では、例えば、周辺住民の安全確保や不安軽減のために報道機関に特定の事項について回答する必要があるかどうかといったように、その事故等に応じた特有の事情が考慮要素となることもあろう。

裁判所としては、報道対応に当たって、それぞれの事案ごとに、上記のような考慮要素を漏れなく検討し、それらを総合考量して、報道機関からのそれぞれの取材に対して、回答するか否か、回答するとしても、どこまで回答するか、どの時点で回答するかを決定することになる。

なお、元来、報道対応というものは、一回一回、事件自体も、それを取り巻く状況も、取材される事項も全て異なるのであるから、機械的に当てはめるようなやり方は相応しくない。常に、ここに挙げた考慮要素を頭に置いて検討するようにされたい。

3 少年事件の基本的事項を記者に理解してもらう

記者は、少年法の諸原則、少年事件の手続、関係する法律用語といった少年事件の基本的事項について、必ずしも知識を持っているというわけではない。機会を捉えて、記者に基本的事項について理解をしてもらうことは、正確な少年事件の報道のために大切なことである。

- 1 所長をはじめとした広報担当者は、日常的な記者対応において、記者から少年事件の基本的事項について質問があったり、会話の中で記者が少年事件の基本的事項を理解していないことが分かったりしたような場合には、教科書等文献の該当部分を記者に紹介するなどし、記者に基本的事項を理解してもらうのがよいと考えられる（記者に紹介することが予想される教科書等文献は総務課に備え置いておいて、文献の該当部分を記者に見せるようにするのもよい。）。また、より理解を深めてもらうために、広報担当者から記者に若干の補足説明を行うことも考えられる。
- 2 特定の事件についての取材対応を行っている途中であっても、記者から少年事件の基本的事項に関して尋ねられたり、記者が事件に関連する少年事件の基本的事項について理解していないことが分かったりすることがあり得る。このような場合も、上記と同様に、教科書等文献の該当部分を記者に紹介するなどして、記者に基本的事項を理解してもらうようにするのがよい。
- 3 上記のようなやり方を採るのは、少年事件の基本的事項につき記者に一般的・中立的な理解をしてもらうためである。特定の事件についての取材に対する回答を行うものではないし、少年事件についての裁判所側の見解を説明しようとするものでもない。広報担当者が補足説明を行うような場合も、この点、誤解された

りしないよう注意する必要がある。

- 4 記者クラブの複数の記者から少年事件の基本的事項について質問があったような場合や、記者クラブの多くの記者が少年事件の基本的事項について理解していないことが分かったような場合には、幹事社と相談をして、記者クラブの記者を集めて、当該基本的事項について、教科書等の文献の紹介をして説明を行う勉強会のような説明会を行うことも有用であろう（広報ハンドブック4-3なお書き参照）。このような説明会を行う場合の説明内容や説明ぶりを準備するに当たり、訟廷管理官等に協力を依頼することも考えられる。また、説明会を行うに当たり、地裁の総務課に助言や協力を依頼することも考えられる。

もともと、特定の事件についての取材が始まった以降は、その事件についての個別の質問ばかりがされて、一般論を説明し難くなることも予想されるから、「説明会」を行うのはふさわしくない場合が少なくないと思われる。